

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上をはかる為に医療費を助成する制度です。

対象者

- ひとり親家庭の父または母とその児童（18歳到達後最初の3月31日まで）
 - 父母のいない児童
- ※生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費の助成を受けている方は除きます。

所得制限

手当を受給する方・配偶者（父または母が障がいがある場合）・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上である時は対象となりません。
学校の災害共済給付を受けられる場合は助成対象外

助成の範囲

医療機関等の窓口で支払った保険診療分（一般診療、歯科診療、調剤薬局など）

手続きに必要なもの

印鑑（スタンプ式ゴム印不可）、戸籍謄本などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

助成の流れ

医療機関等の窓口で支払った際の領収書を持参のうえ町民福祉課、総合管理課の窓口で申請してください。
※助成の申請期限は、診療月の翌月から6か月以内となっていますのでご注意ください。



自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な資格や技能を取得する為にかかった受講費用の一部を支給します。ただし受講申し込み前に事前相談が必要になります。

対象者

- 町内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、以下の要件をすべて満たすもの
- 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の生活水準にあること
 - 受講開始日現在において雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
 - 適職につくために必要な教育訓練を受けるものであること
 - 過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと



対象講座

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
 - 国が別に定める就業に結び付く可能性の高い講座
 - その他上記に準じ、町長が地域の実情に応じて対象とする講座
- ※雇用保険の教育訓練給付の指定教育訓練講座は中央職業能力開発協会ホームページで検索できます。

支給額

支払った費用の60%の額
（12,000円を超え200,000円を限度）
※訓練給付金を受給したい方は、受講開始前にあらかじめ受講講座指定申請書を提出し、事前に教育訓練講座の指定を受けなければなりません。
詳しくはお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が経済的自立に効果的な資格を取得するために、1年以上養成機関等で修業する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を図るため給付金を給付します。

対象者

- 母子家庭の母または父子家庭の父で次のすべての条件を満たす方
- 児童扶養手当の受給者、または同等の所得水準にあること
 - 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - 就業（育児）と修業の両立が困難であると認められる方
 - 過去にこの給付を受けたことがないこと
- ※この訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けている場合は対象となりません。

対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

支給額

- 高等職業訓練促進給付金
町民税非課税世帯…月額100,000円
町民税課税世帯…月額70,500円
 - 修了支援給付金
町民税非課税世帯…月額50,000円
町民税課税世帯…月額25,000円
- ※申請方法など詳しくはお問い合わせください。



母子父子寡婦福祉資金

配偶者のないもので現に20歳未満の児童を扶養しているもの、またはその扶養している児童等、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかり、併せてその扶養している児童の福祉を増進する為必要な資金の貸し付けを行います。

対象者

- 配偶者のないもので現に20歳未満の児童を扶養しているもの
- 配偶者のないものが扶養している児童等
- 父母のいない児童
- 寡婦
- 40歳以上の配偶者のない女子で母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限有）

資金の種類

修学資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金など12種類の資金を、原則無利子でお貸しします。

備考

審査があります。
連帯保証人が必要な場合があります。
貸付主体は鹿児島県になります。

申請に必要なもの

- 住民票
 - 戸籍謄本及び印鑑証明書等
- ※詳しくはお問い合わせください。

申請窓口

町民福祉課

